

グループホームひごろもそう運営規程

認知症対応型共同生活介護事業所・介護予防認知症対応型共同生活介護事業所 変更後

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人勝縁福祉会が設置運営する指定認知症対応型共同生活介護の運営及び利用について必要な事項を定め、利用者の自立した生活を地域社会において営むことができるように、円滑な事業の運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、食事、入浴、排泄等介護その他の日常生活の世話、支援及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるようにすることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 本事業所において提供する指定認知症対応型共同生活介護並びに介護予防認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 事業者は指定認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、利用者・利用者の家族、事業所の所在する市町村の職員、地域住民の代表等により構成される協議会（運営推進会議）を設置し、おおむね2か月に1回程度運営推進会議からの必要な要望、助言等を聞く機会を設けるものとする。
- 4 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- 5 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- 6 常に提供したサービスの質の管理、評価を行う。

(事業所の名称等)

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 グループホームひごろもそう
- (2) 所在地 防府市大字浜方8番地1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 本事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤、介護職と兼務）

管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。

(2) 計画作成担当者 1名(非常勤)

計画作成担当者は、介護支援専門員の資格を有しており、適切なサービスが提供されるよう認知症対応型共同生活介護計画(以下「介護計画」という。)を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行う。

(3) 介護職員 9名(うち常勤8名(うち1名は管理者を兼務))

介護職員は、介護計画に基づき、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

(4) 夜間対応職員 1名(宿直勤務以外のものにあたる)

夜勤者(不寝者対応)により夜間の管理体制を図る。

(利用定員)

第6条 利用定員は、9名とする。

ユニット型居室(1ユニット、定員9名)

(介護の提供内容)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護の提供内容は次のとおりとする。

(1) 入浴、排泄、食事、着替え等の介助

(2) 日常生活上の世話

(3) 日常生活の中での機能訓練

(4) 相談、援助

(介護計画の作成等)

第8条 指定認知症対応型共同生活介護並びに介護予防指定認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護職員と協議の上、援助の目標、その目標を達成するための具体的なサービス内容を個別に介護計画を作成しなければならない。

2 介護計画の作成、変更にあたっては、利用者及び家族に対し、当該計画の内容並びに介護計画について面談の上、説明し同意を得、交付しなければならない。

3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行う。

4 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束は行わない。真にやむを得ず、身体拘束をする場合には、その態様及び時間、その際利用者の心身の状況並びにやむを得ない理由を記録する。

(利用料等)

第9条 本事業が提供する指定認知症対応型共同生活介護並びに介護予防指定認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

(1) 居室費 1,970円/日

- (2) 食材料費 1,380 円／日
- (3) 電気代 50 円／日 (利用者持込みの電化製品 1 点につき)
- (4) その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる日用品費は実費
- 2 月の中途における入居または退居については日割り計算とする。
- 3 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金または銀行口座振込によって指定期日までに受けるものとする。

(入退居に当たっての留意事項)

第10条 指定認知症対応型共同生活介護並びに介護予防指定認知症対応型共同生活介護の対象者は、要支援2または要介護1以上であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

- (1) 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- (2) 自傷他害のおそれがないこと。
- (3) 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
- 2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。
- 3 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

(秘密の保持)

第11条 事業者は、業務上知り得た契約者、利用者並びにその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文書（情報提供同意書）により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、契約中及び契約終了後においても第三者に対して秘匿します。

- 2 職員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

(苦情処理)

第12条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。なお、苦情申立窓口等については、以下のとおりである。

①当施設ご利用者相談・苦情担当

担当	管理者	濱谷啓司	電話 0835-28-7706
責任者	施設長	山田泰三	FAX 0835-28-7726

円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- ・苦情があった場合は、ただちにサービス提供責任者が相手方に連絡をとり、詳しい事情を聴く。

- ・サービス提供責任者が、必要があると判断した場合は、管理者まで含めて検討会議を行う。（検討会議を行わない場合も、必ず管理者まで処理結果を報告する。）
- ・検討後、翌日までには必ず具体的な対応を行う（利用者への謝罪など）。
- ・記録を台帳に保管し、再発防止に役立てる。

②当施設以外に、市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

- ・市町村名 防府市
担当 高齢福祉課 電話 0835-23-2111
住所 防府市寿町7番1号
- ・山口県国民健康保険団体連合会
介護サービス苦情相談窓口 電話 083-995-1010
住所 山口市朝田1980番地7
※午前9時～午後5時まで（土日祝日を除く）
- ・山口県福祉サービス運営適正委員会
住所 山口市大手町9-6 電話 083-924-2837
FAX 083-924-2793

※午前8時30分～午後5時30分まで（土日祝日を除く）

③苦情解決第三者委員

- 稗田正光（横入川自治会長）
電話 0835-25-0915
住所 防府市大字浜方32-36
- 原田幸子（横入川自治会防災副部長）
電話 0835-23-9801
住所 防府市大字浜方15番地

（衛生管理）

第13条 指定認知症対応型共同生活介護並びに介護予防指定認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

2 職員は、感染症等に関する知識の習得に努める。

（緊急時における対応策）

第14条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じた時は、主治医または協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。

（災害、非常時への対応）

第15条 事業所は、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けるものとする。

2 事業所は、消防法令に基づき、消防計画をたて、職員及び利用者が参加する消火、通報及び避難訓練を原則として少なくとも年2回は実施する。そのうち年1回以上は総合訓練を実施するものとする。

- 3 利用者は健康上又は防災等の緊急事態の発生に気づいた時は、ナースコール等最も適切な方法で、職員に事態の発生を知らせるものとする。
- 4 事業所の火災通報装置は、煙感知や熱感知の作動によって、自動的に消防署に通報される装置となっている。また、居室の全てにスプリンクラー装置が設置されており、非常災害が発生した場合、消防機関との連携を取り、職員は利用者の避難誘導等適切な措置を講ずるものとする。

(虐待等の禁止)

第16条 従業者は利用者に対し、以下のような身体的並びに精神的苦痛を与え、人格を辱める等を行ってはならない。

- (1) 殴る、蹴る等直接利用者の身体に侵害を与える行為。
- (2) 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めたりなどして叱ること。
- (3) 強引に引きずるようにして連れて行く行為。
- (4) 食事を与えないこと。
- (5) 利用者の年齢及び健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
- (6) 乱暴な言葉使いや利用者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
- (7) 施設を退所させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること。
- (8) 性的な嫌がらせをすること。
- (9) 当該利用者を見捨てること。

(感染症対策)

第17条 施設において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を策定し、対策委員会に随時見直すこと。
- (2) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策委員会をおおむね3か月に1回開催する。
- (3) その他関係通知の遵守、徹底

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第18条 相談は、安全かつ適切に質の高いサービスを提供するために事故発生防止の指針を定め、事故を防止するための体制を整備する。

- 2 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に対して連絡を行う等必要な措置を講じるものとする。
- 3 事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 4 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第19条 厚生労働省が定める事業者にかかる情報の開示を法人・施設のホームページ等に

おいて行うものとする。

2 職員の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 2 か月以内

(2) 継続研修 年 2 回

3 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人勝縁福祉会理事会と事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

附則 この規程は、平成 25 年 03 月 01 日から施行する。

附則 この規程は、平成 27 年 02 月 01 日から施行する。

附則 この規程は、平成 27 年 08 月 01 日から施行する。

附則 この規程は、平成 27 年 10 月 01 日から施行する。

附則 この規程は、平成 29 年 04 月 01 日から施行する。

附則 この規程は、平成 30 年 04 月 01 日から施行する。